

経 済 産 業 省

20180501 貿 局 第 2 号
輸入注意事項 30 第 18 号
経済産業省貿易経済協力局

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 4 号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成 30 年 5 月 15 日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の
一部改正について

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」（平成 19 年 3 月 6 日付け輸入注意事項 19 第 4 号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

「ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○ワシントン条約動植物及びその派生物の輸入の承認について（平成１９年３月６日付け輸入注意事項１９第４号）

改 正 後	現 行
平成１９年３月５日付け経済産業省告示第４９号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記１（１）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第４条第１項第２号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成１９年４月１日以降は、下記により行います。 記 １ （略） ２ 書面申請手続 （１）～（４） （略） （５） 添付書類 ①～③ （略） ④ １の（２）の①から⑤のいずれかに該当する場合であって、アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第１の表１及び別表第２の表１に掲げる種で同法第<u>６条第２項第４号</u>に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（以下「個体等」という。）を輸入しようとする場合にあっては、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書の写し１通 ⑤～⑧ （略） ３～５ （略） 〔別紙様式１〕～〔別紙様式７〕 （略）	平成１９年３月５日付け経済産業省告示第４９号（輸入公表の一部を改正する告示）により、下記１（１）に掲げるワシントン条約動植物及びその派生物の輸入に係る二の二号承認（輸入貿易管理令第４条第１項第２号の規定による輸入の承認（全地域を原産地又は船積地域とする貨物の輸入に係る承認に限る。）をいう。）については、平成１９年４月１日以降は、下記により行います。 記 １ （略） ２ 書面申請手続 （１）～（４） （略） （５） 添付書類 ①～③ （略） ④ １の（２）の①から⑤のいずれかに該当する場合であって、アメリカ合衆国、ロシア又はオーストラリアから輸入する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）施行令別表第１の表１及び別表第２の表１に掲げる種で同法第<u>６条第２項第３号</u>に規定する個体及びその器官並びにこれらの加工品（以下「個体等」という。）を輸入しようとする場合にあっては、学術研究又は繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨の当該輸出国の政府機関の発行する証明書の写し１通 ⑤～⑧ （略） ３～５ （略） 〔別紙様式１〕～〔別紙様式７〕 （略）